

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 8 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第 3 条の規定により、本案を提出します。

1 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
たかはし しんや 高橋 信哉	一宮市教育長	再
のなか ゆうすけ 野中 裕介	教育文化部長	再
う つ き やすし 宇都木 寧	弁護士	再
なかがわ のりお 中川 憲夫	公認会計士	再
すがの いくこ 菅野 育子	愛知淑徳大学教授	再
いとう ふみえ 伊藤 文栄	施設利用者代表	再
おがわ のりこ 小川 典子	施設利用者代表	再

2 委嘱期間

令和2年9月27日から令和3年9月26日まで

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱抜粋

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 施設利用者代表

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

一宮市文化財保護審議会委員の任命について

一宮市文化財保護審議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 8 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

欠員補充のため、一宮市文化財保護条例第 1 8 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市文化財保護審議会委員 任命候補者

氏 名	備 考	新任 再任
かさい まさなお 笠井 雅直	産業経済史 (織物・工業)	新
のざわ のりゆき 野澤 則幸	工芸	新

2. 任命期間

令和2年9月1日から令和5年6月30日

第 3 章 一宮市文化財保護審議会

（審議会）

第 16 条 教育委員会に一宮市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第 17 条 審議会は、市文化財の指定及び解除並びに文化財の保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、さらにこのために必要な調査研究を行う。

（平 17 条例 70 ・ 一部改正）

（組織）

第 18 条 審議会委員は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年8月21日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
14	名古屋法務局 人権擁護部 部長 後藤 芳昭 愛知県人権擁護 委員連合会 会長 山本 光子	第48回「人権を 理解する作品コ ンクール」	・愛知県内の小中学校生を対象と した、人権に関する、ポスター・書 道・標語の募集 ・応募数 約10000点(一宮市)	・応募期間 令和2年 10月15日(木) ～12月8日(火) ・入賞作品展示 令和3年 2月18日(木) ～2月23日(火) ・表彰式 令和3年 2月20日(土)	・表彰式及び展 示会場 名鉄百貨店本 店	無料	(1) (5)ウ (6)
15	せいきんいちがい 正拳一会 会長 上吉 利彦	いちのみやはじ めての空手こど も教室	・一宮市内小学生以上の子どもを 対象とした空手教室 ・令和2年度文化庁伝統文化親子 教室事業 ・参加者:約30名 (参加者20名とその保護者)	・稽古 令和2年 10月24日(土) 10月31日(土) 11月14日(土) 11月28日(土) 12月5日(土) 12月19日(土) 令和3年 1月16日(土) 1月23日(土) ①13:15～14:15 ②14:30～15:30 ・発表会 令和3年 1月24日(日)	・一宮市スポー ツ文化センター 柔道場	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
7	家庭倫理の会一宮市 会長 こじま かずよ 小島 和代	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」を テーマとしたセミナー	10月15日(木)	一宮地場産業 ファッションデザ インセンター	有料 500円	(6)
8	愛知県尾張吹奏楽 協議会 事務局長 むらやま しげお 村山 茂雄 主催(共催) 愛知県尾張吹奏 楽協議会 愛知県高等学校 文化連盟 愛知県高等学校 吹奏楽連盟西尾 張支部	第56尾張地区吹 奏楽祭	尾張地区の中学校・ 高校の吹奏楽部による 演奏発表会	11月7日(土) ・8日(日)	名古屋文理 大学文化フォー ラム	無料	(2) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
11	一宮市スポーツ少年 団 本部長 かとう かずよ 加藤 一代	第12回一宮市 スポーツ少年 団軟式野球交 流大会	令和2年度一宮市スポ ーツ少年団登録単位団 による軟式野球大会	令和2年10月 3日～11月7 日の毎週土曜 日	大野極楽寺公 園野球場ほか	1 チーム 3,000 円	(3) (6)